相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市川東町六六番地、最後の住所兵庫県西宮市西宮浜四丁目一五番二号アクアマリーン西宮浜　被相続人　亡　吉松　一江

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十二日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階階

相続財産管理人　弁護士　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市戸尾町三三五番地、最後の住所兵庫県明石市大蔵中町一六番四号　被相続人　亡　山口　博子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十二日

兵庫県明石市本町一丁目一番二八号　明石中村ビル四階　明石総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　濱崎　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈三八五八番地一、最後の住所佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈三八五八番地三　被相続人　亡　圀田　一男

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年一月十二日

佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三篠原第二ビル二階　芯鋭法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小山　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡新富町大字新田一六七九九番地三　被相続人　亡　圖師　泉

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十二日

宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦五八〇　相続財産管理人　弁護士　髙橋　康朗

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月十六日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年一月十二日

宮城県石巻市双葉町一〇番二九号　南光運輸株式会社確定給付企業年金　清算人　髙橋　朗

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十一月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年一月十二日

東京都新宿区荒木町一五番地　栄光商事株式会社　確定給付企業年金清算人　小川　邦彦

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 1 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社けやき観光　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－337号　④株式会社けやき観光　仙台市太白区長町七丁目11番８号　代表取締役　奥海幸延　⑤本社営業所　仙台市泉区泉中央一丁目13－６　⑥平成22年12月６日　⑧平成27年12月４日　⑩300万円　⑪宮城県県知事　⑫仙台市太白区長町七丁目11番８号　株式会社けやき観光　代表取締役　奥海幸延

Ｂ　①株式会社三和日本ツーリスト　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－302号　④株式会社三和日本ツーリスト　千葉県成田市東和田557番地　代表取締役　林康博　⑤本社営業所　千葉県成田市東和田557番地　⑥昭和57年12月15日　⑧平成27年９月30日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県成田市東和田557番地　株式会社三和日本ツーリスト　代表取締役　林康博

Ｂ　①株式会社インディケーター　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1028号　④株式会社インディケーター　横浜市西区平沼１－37－16　代表取締役　國友慎太郎　⑤本店営業所　横浜市西区平沼１－37－16－201　⑥平成17年12月９日　⑧平成27年12月２日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市西区平沼１－37－16　株式会社インディケーター　代表取締役　國友慎太郎

Ｃ　①イートラベル中部株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1202号　④イートラベル中部株式会社　名古屋市中区栄２丁目９番30号栄山吉ビル４Ｄ　代表取締役　石樽洋一　⑤本店　名古屋市中区栄２丁目９番30号栄山吉ビル４Ｄ　⑥平成18年７月５日　⑨平成27年12月１日　⑩450万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中区栄２丁目９番30号栄山吉ビル４Ｄ　イートラベル中部株式会社　代表取締役　石樽洋一

Ｃ　①まるよし交通株式会社（ＭＫツーリスト）　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－340号　④まるよし交通株式会社　広島県三次市向江田町663番地の４　吉村信行　⑤本社営業所　広島県三次市向江田町663番地の４　⑥平成14年５月27日　⑨平成27年12月１日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県三次市向江田町663番地の４　まるよし交通株式会社　代表取締役　吉村信行

Ｂ　①有限会社北九州総合サービス（北九ツーリスト）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－631号　④有限会社北九州総合サービス　北九州市戸畑区中本町６－３東亜ビル１Ｆ　代表取締役　古市美佐子　⑤本社営業所　北九州市戸畑区中本町６－３東亜ビル１Ｆ　⑥平成17年12月９日　⑧平成27年12月９日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫北九州市戸畑区中本町６－３東亜ビル１Ｆ　有限会社北九州総合サービス　代表取締役　古市美佐子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。